

令和3年3月8日

保護者のみなさまへ

東京都立翔陽高等学校長
榎 茂 喜

緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

現在も、都内の新型コロナウイルス感染拡大に厳重な警戒が必要な状況が続いています。

国は、令和3年3月6日、一都三県を対象に緊急事態宣言を3月21日まで再延長することを決定しました。東京都では、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続するとともに、部活動については、東京都教育委員会の通知に基づき、高体連、高文連、高野連、各競技団体等が主催又は後援する大会等が行われる場合、参加が可能となります。

そこで、本校では、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先するため、下記に示す対策を継続して実施いたします。また、繰り返しのお願いとはなりますが、御家庭においても感染症対策を徹底していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

1 分散登校日

緊急事態宣言の解除される日まで

2 今後の教育活動について

- (1) 午前9時登校、6時間授業（1校時45分）を実施し、午後4時完全下校とする。但し、午後4時30分までの活動延長を認める場合もある。
- (2) 登校時の健康チェックを継続して実施する。
- (3) 教室等における十分な換気の実施を行う。
- (4) 感染症対策に留意し、各教科等における指導や活動を行う。

3 部活動について

緊急事態宣言の解除される日まで、原則、部活動は中止する。但し、高体連、高文連、高野連、各競技団体等が主催又は後援する大会等が行われる場合出場は可とし、出場する大会等の初日を起算日として14日前から活動を認める。

大会等及びそのための練習への参加の有無は、本人の意思及び保護者の同意に基づく。また、大会等出場14日前から、大会等終了まで、必ず毎日検温の上、「健康観察票」を学校に提出する。

4 昼食や休憩時間における感染症予防の徹底

- (1) 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- (2) 自席で喫食し、対面での喫食や会話はしない。
- (3) 休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。

5 放課後における感染症予防策の徹底

- (1) 放課後は速やかに帰宅する。

- (2) 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- (3) 必要としないアルバイトは控える。

6 御家庭へのお願い

今後も、次の対応に御協力くださいますようお願いいたします。

- (1) 毎朝、登校前に自宅での検温
- (2) マスクの着用
- (3) お子さまに**37℃以上の発熱**や風邪等の症状がみられる場合、体調がすぐれない場合、または登校に不安がある場合は、無理せず学校に連絡をお願いいたします（この場合は欠席ではなく、**出席停止**の扱いとなります）。
- (4) 学校への連絡 … 以下の場合、**出席停止**の扱いとなります。
 - ・発症（本人が発症した場合）
 - ・濃厚接触（同居の御家族が発症した場合など「濃厚接触」があった場合）
 - ・同居の**御家族に37.5℃以上の発熱がある場合**
 - ・同居の**御家族がPCR検査を受診する**場合（陰性と診断されるまで出席停止）
- (5) 家庭における感染症対策
 - ・十分な換気
 - ・手が触れる場所などの消毒
 - ・タオルなどを共用しない。
 - ・体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。
 - ・同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。
- (6) **不要不急の外出の自粛**
 - ・**午後8時以降の不要不急の外出は控える。**
 - ・不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。
 - ・買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- (7) 電車・バス等の公共交通機関を利用する際のマナーの遵守
 - ・必ず**マスク**を着用する（車内だけでなく、列に並んでいる場合も同様）。
 - ・車内での会話を控える。

[問い合わせ先]

東京都立翔陽高等学校

副校長 木田 貴子

電話 042-663-3318